

店頭外国為替取引説明書（添付附属書類を含む。）新旧対照表	
旧（変更前）	新（変更後）
(表紙) 当社- Y3-086 店頭外国為替取引説明書 平成 28 年 11 月 第 86 版	(表紙) 当社- Y3-087 店頭外国為替取引説明書 平成 29 年 1 月 第 87 版
店頭外国為替取引説明書 本体	
取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引 P6 2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為 U)デリバティブ取引（FX 取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額（平成 23 年 8 月 1 日以降は 4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること V)デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること	取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引 P6 2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為 U.)①通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の 4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（顧客が個人である場合） ②店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（顧客が法人である場合） V)①通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（顧客が個人である場合） ②店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（顧客が法人で

P14

IV. 益金に係る税金

■個人が行った外国為替取引から発生した確定益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、申告分離課税の対象となります。1年間（1月1日から12月31日まで）の所得金額に関係なく、利益に対して一律20.315%（所得税15.315%※、住民税5%）の課税になります。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

そのため、2012年1月1日以降の取引の決済分からは、他で発生した損益を合算することができます。

また、取引に関する「損失」を3年間、繰越控除することが可能となります。

なお、損失の繰越を行う場合は、その年に取引を行っていない場合でも確定申告が必要となります

■法人が行った外国為替取引から発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されません。

■金融商品取引業者は、顧客に外国為替取引から発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は正式名称）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

A)取引要綱【FXTF MT4】

P15

FX取引【FXTF MT4】はPC及びインターネット接続機能付き携帯電話によるオンライン取引のみが可能で、電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。なお、**【FXTF MT4】**の取引口座別・取引コース別のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は次表の通りとなっています。法人のお客様は、レバレッジの異なる2つの取引コースからご希望の取引コースを選択いただけます。なお、取引コースの変更に関する手続き等、詳細につきましては当社ホームページの「取引システム」の「取引概要」に記載しています。

ある場合)

P14

IV. 課税上の取扱い

■個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名（法人のお客様の場合は所在地、法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

A)取引要綱【FXTF MT4】

P15

FX取引【FXTF MT4】はPC及びインターネット接続機能付き携帯電話によるオンライン取引のみが可能で、電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。なお、**【FXTF MT4】**の取引口座別・取引コース別のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は次表の通りとなっています。**【FXTF MT4®】**は、FXトレード・フィナンシャルの登録商標です。

【FXTF MT4®】は、FXトレード・フィナンシャルの登録商標です。

【FXTF MT4】		レバレッジ（取引証拠金率）※	
取引 口座	個人口座	25倍（4.00%）	
	法人口座	レバレッジ25倍コース	25倍（4.00%）
		レバレッジ50倍コース	50倍（2.00%）

P22

B) 取引証拠金（‘Necessary Margin’）

【FXTF MT4】でお取引をする際、お客様は新規注文（注文訂正を含む）を行う毎に取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）に必要な「取引証拠金」を上回る金額を預託していただきます。「取引証拠金」は、当社で1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で下表の通り通貨ペア毎に金額は異なります。また、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートに基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。詳細は、ホームページ「レバレッジ」『取引証拠金について』に記載していますので、実際にお取引を開始する際には必ずご確認下さい。

【FXTF MT4】		レバレッジ（取引証拠金率）
取引 口座	個人口座	25倍（4.00%）全通貨ペア共通で一律適用
	法人口座	通貨ペアごとに毎週変動

P22

B) 取引証拠金（‘Necessary Margin’）

【FXTF MT4】でお取引をする際、お客様は新規注文（注文訂正を含む）を行う毎に取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）に必要な「取引証拠金」を上回る金額を預託していただきます。「取引証拠金」は、当社で1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で上表の通り通貨ペア毎に金額は異なります。また、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートに基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額に相当する円価額が取引証拠金となります。詳細は、ホームページ「レバレッジ」『取引証拠金について』に記載していますので、実際にお取引を開始する際には必ずご確認下さい。

※1 法人のお客様の場合には、お取引される通貨ペアの取引レートに取引数量を乗じた金額に対し、「為替リスク想定比率」（※2）から算出した値を乗じて得た額の円価額が「取引証拠金」となります。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額に相当する円価額が取引証拠金となります。

※2 「為替リスク想定比率」とは、法令の定める方法（※3）によりヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値）を使用して通貨ペアごとに算出される比率のことをいい、少なくとも毎週1回変更されます。変更にあたっては、事前にホームページで通知しますが、原則として毎週金曜日のニューヨーク・クローズ後に変更後の比率が適用されることに

なります。各通貨ペアの価格変動状況によっては変更幅が大きくなる場合もありますのでご注意ください。なお、「為替リスク想定比率」が1%未満(レバレッジ100倍以上)となる場合には、リスク管理の観点から同比率を1%(レバレッジ100倍)とみなして取引証拠金を計算しますので、あらかじめご了承ください。為替リスク想定比率は原則として金融先物取引業協会(以下、金先協会)が発表した数値を使用します。(※4)詳細は、ホームページ「法人レバレッジ」に記載していますので、実際にお取引を開始するには必ずご確認ください。

※3 定量的計算モデル(片側99%の信頼区間を使用し、取引の保有期間を1日以上とする)を用い、次に掲げる全ての要件を満たすヒストリカル・データを使用して算出することとされています。①直近26週の期間を対象とした数値又は直近130週の期間を対象とした数値のいずれか高いものを採用すること。②各数値に掛目を乗じて得た数値でないこと。③少なくとも毎週1回更新されること。

※4 何らかの理由により金先協会から為替リスク想定比率が発表されなかった場合には、当社にて算出した数値を使用します。

※現在適用中の為替リスク想定比率から算出したレバレッジならびに次回適用されるレバレッジ(目安)は、HPの法人レバレッジをご確認ください。

※詳細な計算方法につきましては、金先協会のホームページ(http://www.ffaj.or.jp/regulation/03_2.html)をご覧ください。

【FXTF MT4】取引証拠金(全通貨ペア共通)

取引証拠金 (1取引単位の想定元本の金額に対する取引証拠金の割合)		
個人のお客様 (一律適用)	法人のお客様 (選択した取引コースにより異なります。)	
4.00%	(レバレッジ) 25倍コース	4.00%
	(レバレッジ) 50倍コース	2.00%

P23

D) 維持証拠金 ('Maintenance Margin')

【FXTF MT4】取引証拠金(全通貨ペア共通)

取引証拠金 (1取引単位の想定元本の金額に対する取引証拠金の割合)	
個人のお客様 (一律適用)	法人のお客様
4.00%	※1 通貨ペアごとに毎週変動します

P23

D) 維持証拠金 ('Maintenance Margin')

【FXTF MT4】維持証拠金

【FXTF MT4】維持証拠金

個人のお客様		法人のお客様	
証拠金率判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯		全取引時間帯
※2 証拠金維持率が100%を上回る金額	【FXTF MT4】 証拠金維持率が50% を上回る金額	コース	【FXTF MT4】 証拠金維持率が
		25倍	50%を上回る金額
		50倍	

※1 当社は、毎営業日の15時30分から15時35分までの間のうち、およそ1分間、証拠金維持率の計算期間（判定期間）を設定しており、当該判定期間において、お客様の証拠金維持率が100%以下となった時（判定時刻）は、その時点でお客様が保有するポジションを対象に速やかに市場価格で反対売買（ロスカット）を執行します。その際、判定からロスカット注文が実際に執行されるまでには若干の時間差があり、相場動向や対象データの量等によりシステム処理時間が異なります。そのため、各々の判定時刻の取引レートとロスカット執行時の取引レートは同一にならない場合があります、お客様にとって有利になる場合もあれば不利になる場合があります。

11. ロスカット

【FXTF MT4】では、お客様の「有効証拠金」（「純資産」）の額が、当社が定める一定の額を下回

個人のお客様		法人のお客様	
証拠金率判定時刻※1	証拠金率判定時刻以 外の取引時間帯	証拠金率 判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯
※2 証拠金維持率が100%を上回る金額	【FXTF MT4】 証拠金維持率が50% を上回る金額	【FXTF MT4】 証拠金維持率が 100%を上回る金額	

11. ロスカット

【FXTF MT4】では、お客様の「有効証拠金」（「純資産」）の額が、当社が定める一定の額を下回

た場合、お客様の損失の更なる拡大を未然に防ぐためにお客様の未決済ポジションを反対売買することにより強制決済（ロスカット）いたします。

具体的には下記【FXTF MT4】のロスカット基準に該当した場合に、維持証拠金の水準を回復するまで、損失の大きいポジションから順に強制決済されます。

【FXTF MT4】のロスカット基準

個人のお客様		法人のお客様	
※1 証拠金率判定時刻	証拠金率判定時刻以外の取引時間帯		全取引時間帯
※2 証拠金維持率が100%以下になった場合	【FXTF MT4】証拠金維持率が50%以下になった場合	コース	【FXTF MT4】証拠金維持率が
		25倍	50%以下になった場合
		50倍	

デリバティブ取引約款

(通知及び通知の効力)

第8条 本利用規約に関するお客様への通知については取引約款第23条の規定を準用し、通知の効力については取引約款第24条の規定を準用するものとします。

附則

(新規)

った場合、お客様の損失の更なる拡大を未然に防ぐためにお客様の未決済ポジションを反対売買することにより強制決済（ロスカット）いたします。

具体的には下記【FXTF MT4】のロスカット基準に該当した場合に、維持証拠金の水準を回復するまで、損失の大きいポジションから順に強制決済されます。

【FXTF MT4】のロスカット基準

個人のお客様		法人のお客様	
※1 証拠金率判定時刻	証拠金率判定時刻以外の取引時間帯	※1 証拠金率判定時刻	証拠金率判定時刻以外の取引時間帯
※2 証拠金維持率が100%以下になった場合	【FXTF MT4】証拠金維持率が50%以下になった場合	【FXTF MT4】	
		※2 証拠金維持率が100%以下になった場合	

デリバティブ取引約款

(通知及び通知の効力)

第8条 本利用規約に関するお客様への通知についてはデリバティブ取引約款第25条の規定を準用するものとします。

附則

本利用規約は、平成29年2月27日付で改訂され、有効となる。